

朝日町保育園の利用者負担額

1. 保育料

保育料は、幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児のお子さまは、令和元年10月から無償化されました。

ただし、3歳児未満と3歳児以上でも延長保育を利用する場合は、保育料を納付いただきます。

2. 保育料負担額表

(1)3歳児未満

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)単位:円			
階層	定 義	利用時間(1日当たり)			
		保育短時間 (8:30~16:30) 1日8時間利用	保育標準時間 (7:30~17:30) 1日10時間利用	保育標準時間 (7:30~18:30) 1日11時間利用	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	
2	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税非課税世帯	0	0	0	
3	前年度(9月以降は、当該年度)市	48,600円未満	10,500	10,500	11,500
4	町村民税課税世帯	48,600円以上 97,000円未満	20,000	20,000	22,000
5	であって、その	97,000円以上 169,000円未満	34,000	34,000	37,400
6	所得割額が次に該当する世帯	169,000円以上 301,000円未満	43,000	43,000	47,300
7		301,000円以上 397,000円未満	49,000	49,000	53,900
8		397,000円以上	49,000	49,000	53,900

(2)3歳児未満の要保護者等世帯

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)単位:円		
階層	定 義	利用時間(1日当たり)			
		保育短時間 (8:30~16:30) 1日8時間利用	保育標準時間 (7:30~17:30) 1日10時間利用	保育標準時間 (7:30~18:30) 1日11時間利用	
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0	0	0	
2	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税非課税世帯	0	0	0	
3	前年度(9月以降は、当該年度)市町村民税課税世帯であって、その所得割額が次に該当する世帯	4,500	4,500	5,250	
4	48,600円未満	9,000	9,000	9,000	
	48,600円以上 97,000円未満				

*利用者負担額の軽減について

保育園(2号・3号認定)の場合、就学前園児のうち最年長者を第1子と数え、園児を第2子、第3子として数えます。3歳児未満(3号認定)の保育園児の保育料は、第2子の場合は利用者負担額表の該当金額の半額、第3子以降は無料となります。

*利用者負担額の見直し

保育料又は給食費は、毎年9月に利用者負担額の見直しを行います。利用者負担額は、保護者世帯の市町村民税所得割を基に算出させていただいております。

4月から8月までの利用者負担額は、前年度市町村民税。9月から翌年3月までの利用者負担額は、当該年度市町村民税を基に算出します。

3. 延長保育料負担額表

納入義務者の属する世帯の階層区分		延長保育料(月額)			
階層区分	定義	①午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間、又は午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間利用した場合	②午後 6 時 30 分から午後 7 時 までの間利用した場合	③左記の①②の双方を利用した場合	
1	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯	0 円	0 円	0 円	
2	前年度市町村民税(9 月以降は当該年度市町村民税)が非課税の世帯	0 円	0 円	0 円	
3	前年度市町村民税(9 月以降は当該年度市町村民税)が課税世帯であって、その所得割額が右記に該当する世帯	48,600 円未満	1,000 円	400 円	1,400 円
4		48,600 円以上 97,000 円未満	2,000 円	800 円	2,800 円
5		97,000 円以上 169,000 円未満	3,400 円	1,100 円	4,500 円
6		169,000 円以上 301,000 円未満	4,300 円	1,300 円	5,600 円
7		301,000 円以上 397,000 円未満	4,900 円	1,400 円	6,300 円
8		397,000 円以上	4,900 円	1,400 円	6,300 円

備考

- 1 延長保育料の納付対象者は、0 歳児から 5 歳児までの全ての園児の保護者を対象とする。
- 2 保育短時間認定(午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までの保育利用認定)
 - (1)午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までの間、又は午後 4 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間、保育を利用した場合は、①の区分の延長保育料を納付すること。
 - (2)上記(1)に引き続いて、午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、①、②の区分を加えた③の区分の延長保育料を納付すること。

3 保育標準時間認定(午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分までの保育利用認定)

(1)午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分までの間、保育を利用した場合は、①の区分の延長保育料を納付すること。

(2)上記(1)に引き続いて、午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、①、②の区分を加えた③の区分の延長保育料を納付すること。

4 保育標準時間認定(午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分までの保育利用認定)

(1)午後 6 時 30 分から午後 7 時までの間、保育を利用した場合は、②の区分の延長保育料を納付すること。

5. 給食費

保育園の給食費は、主食費・副食費を合わせて、毎月15日(4月のみ25日)を期限として口座振替にて納付いただきます。

年齢児	年収 360 万円以上相当世帯			年収 360 万円未満相当世帯 又は第3子		
	月額			月額		
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計
3 歳児	800 円	4,800 円	5,600 円	800 円	免除	800 円
4 歳児	800 円	4,900 円	5,700 円	800 円	免除	800 円
5 歳児	800 円	5,200 円	6,000 円	800 円	免除	800 円

*副食費の免除について

副食費(おかず、おやつ等)について、次に該当する場合、免除されます。

- ・年収360万円未満相当世帯のお子さま
- ・所得階層に関わらず第3子以降のお子さま

*給食費の減免について

1ヶ月以上欠席される場合、あらかじめ担任と事務所へ連絡のうえ、減免申請書を事務所へ提出ください。1ヶ月単位で給食費を減免します。